

第76回 全国非常通信訓練の実施結果

1 訓練の目的

本訓練は、災害想定の下で実践的な訓練を行うとにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図る。

(1) 内閣府と北海道間の訓練

平成22年6月発行の冊子「非常通信事務必携」において、非常通信計画に定められた内閣府（消防庁経由）と北海道間の通信ルート（以下「中央通信ルート」という。）の検証。

(2) 北海道と被災想定市町村間の訓練

ア 非常通信必携（平成25年3月改訂 北海道地方非常通信協議会発行）に掲載されている「地方通信ルート策定のための指針」に基づく、北海道と市町村間の通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）の策定又は検証。

イ 大規模災害により全ての地方通信ルートが破損等のために使用不可である状況下を想定した、非常通信の確保の方法の検討。

ウ 複数の市町村が訓練に連携参加することによる市町村同士間の通信ルートの検討。

(3) 被災想定市町村と地域防災計画で指定されている避難場所等との間の訓練

必要に応じて、市町村防災行政無線や当該市町村内に存在する自営系無線、コミュニティ放送、IP告知システム等を活用した、被災想定市町村と避難場所等との間における通信ルートの策定又は検証。

(4) 大規模災害等を踏まえた訓練

東日本大震災から得られた防災対策に関する課題への対応力向上等に向け、非常用電源の確保や広域・大規模災害に対応できる通信ルートの柔軟な多ルート化等を可能な限り訓練内容に取り込む。特に、衛星携帯電話や衛星回線等の災害に強い一定の通信ルートの確保を図り非常通信に活用すること。

2 実施日時

平成25年11月27日(水) 13時30分～（訓練終了時刻：17時05分）

3 参加機関(地方通信ルート関係：9機関)

北海道（本庁、留萌振興局）、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町

4 災害想定

平成25年11月27日(水) 13時30分頃、北海道北西沖を震源とする地震が発生し、留萌振興局管内で震度5強を観測した。

また、沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村内の高台に避難した。

5 訓練の条件

- (1) 電気通信事業者が提供する通信設備は、輻輳等のため使用不可能。ただし、衛星携帯電話、自営系無線（市町村防災行政無線、消防無線等）は使用可能とする。
- (2) 被災想定市町村にある北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワークの地上系回線）は、破損等のため使用不可能。
- (3) その他、通常の通信ルートは、通信の途絶又は輻輳の発生のため使用不可能。あるいは、地方通信ルート全て破損等のため使用不可。
- (4) (1)～(3)を考慮し、訓練参加機関において、非常通信必携に定める非常通信ルート、又は、想定した非常通信ルートが使えない場合においては地域の実情に応じた臨時のルート（国等の公的機関の通信網の利用、電気通信事業者からの衛星電話の貸与等）を選択して実施する。

6 訓練の実施方法

別紙のとおり

7 訓練報告関係

(1) 訓練結果の総評

「通信機器の取扱や非常通信ルートの確認を行うことができた。」「非常通信の重要性、有効性を認識するとともに災害対応力の向上を図ることができた。」「機器の取扱をはじめとする対応の習熟度が低いと認識し、向上を図るために今後も訓練に積極的な参加、継続が必要。」などの報告があり、有意義な訓練であった。

(2) 問題点及び課題並びにその改善方策

ア 通信機器のトラブルはなかったか（機器の故障、機器の取扱方法の未習熟）

- ・ 被災想定市町村から留萌振興局への伝達（往路）において、衛星FAX（防災無線：北海道総合行政情報ネットワークの衛星系）による非常通信用紙の送信時刻が重なった影響により、複数の自治体で送信エラーが発生した。

イ 計画どおり通信できたか（ルートどおり実施されたか、異なる通信手段を用いていないか）

- ・ 一部の自治体において、衛星によるFAX送信ができなかったため、異なる通信手段によりFAXを送信した。

ウ 訓練情報をきちんと取り扱っているか（訓練用紙の使い方の誤り、指示した訓練用紙を使っているか）

- ・ 問題なし。

エ 大幅な遅延区間はなかったか

- ・ 複数の自治体において、衛星FAXの送信エラーが発生し、非常通信用紙（往路）の伝達に遅延が生じた。

オ 大規模災害等を踏まえた訓練内容を実施できたか（非常用発電機を実際に稼働した訓練を行ったか等）

- ・ 一部の自治体において、自家発電機の稼働点検や衛星携帯電話の電波受信環境確認のほか、机上訓練として庁舎被災による災害対策本部機能の移転先などの検討が行われた。

カ 今後の課題

- ・ 複数の自治体から、「通信機器の取扱い」に係る習熟の向上や習熟の重要性について報告が寄せられた。

(3) 策定した地方通信ルートの検証

ア 訓練で実施した地方通信ルートの有効性

- ・ 各参加機関において、使用する地方通信ルートを選択したが、有効性が疑われる地方通信ルートはなかった。
- ・ 衛星FAXによる非常通信用紙（往路）の伝達において、留萌振興局への送信が集中したことにより、複数の自治体で送信エラーが発生したが、電気通信事業者が提供する地上回線が途絶えた場合の有効性を確認した。
- ・ 衛星FAXの着信確認において、IP電話（北海道総合行政情報ネットワークの地上系）を使用し、電気通信事業者が提供する回線が途絶えた場合の有効性を確認した。

イ 地域防災計画及び地方通信ルートの検証

- ・ 「地域防災計画では具体的な通信ルートを定めていなかったため、今年度の改正で対応する。」「地域防災計画を修正する際に、北海道総合行政情報ネットワークについて、記載する必要がある。」との報告が寄せられた。

(4) 複数市区町村の訓練参加（実施状況及びその結果）

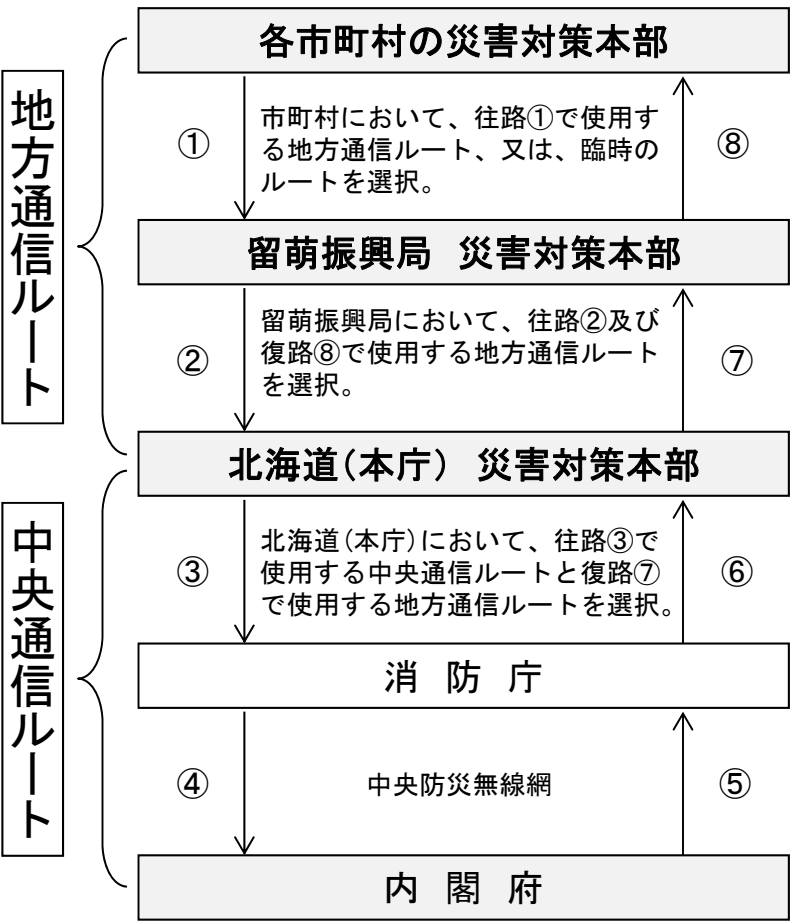
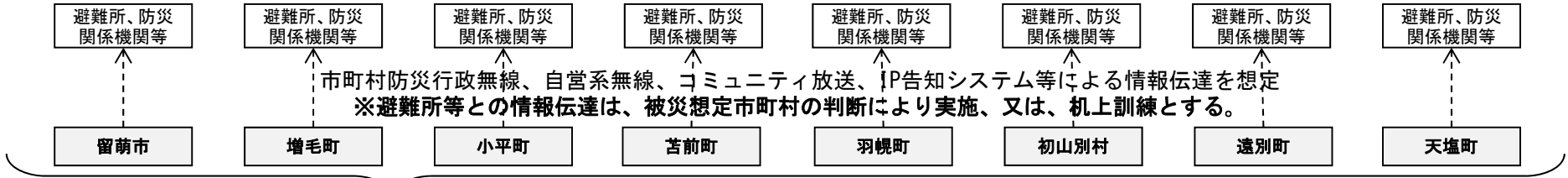
- ・ 北海道留萌振興局管内の全市町村が参加した。

(5) その他（訓練への提案・意見等）

- ・ 今後も、定期的（年1回程度）な訓練実施を希望します。
- ・ 単独の自治体だけで防災訓練等の企画、実施は難しいため、今後も様々な訓練を設けて頂きたい。
- ・ 衛星FAX通信を行う機会がないため、定期的に行って頂きたい。

以 上

第76回 全国非常通信訓練の実施方法 (実施日時:平成25年11月27日(水)13:30~)



<災害想定・訓練の流れ等>

- 平成25年11月27日(水)13時30分頃、北海道北西沖を震源とする地震が発生し、留萌振興局管内で震度5強を観測した。
 また、沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村内の高台に避難した。
- 訓練の開始と実施方法
 - 訓練開始時刻に合わせて、被災想定市町村は、留萌振興局に地方通信ルート等の使用により非常通信(訓練)文を伝達する。
 なお、避難所、防災関係機関等への通信訓練は、被災想定市町村の判断により実施、又は、机上訓練とする。
 - 留萌振興局は、被災想定市町村から伝達された災害情報等を取りまとめた上で、北海道(本庁)へ地方通信ルート等の使用により非常通信(訓練)文を伝達する。
 - ④ 北海道(本庁)は、留萌振興局から伝達された災害情報等を確認した上で、内閣府へ中央通信ルートにより非常通信(訓練)文を伝達する。
 - ⑥ 内閣府は、北海道(本庁)から受信後、国の応援対策などの情報を中央通信ルートにより北海道(本庁)へ伝達する。
 - ⑦ 北海道(本庁)は、内閣府から受信した情報に基づき、地方通信ルート等の使用により留萌振興局に伝達する。
 - ⑧ 留萌振興局は、北海道(本庁)から受信した情報を確認の上、地方通信ルート等の使用により被災想定市町村に伝達する。
- 訓練の終了
 - 内閣府からの情報の受信を完了した訓練参加機関は、北海道地方非常通信協議会事務局へ電子メールにより「終了」の通知をすること。(「受信完了確認時刻」を付記。)
 - 全ての訓練参加機関から、「終了」の通知を受けた後、北海道地方非常通信協議会事務局は、中央非常通信協議会事務局及び全ての訓練参加機関へ電子メールにより「訓練終了」を連絡する。

注・伝達経路中の○数字は、訓練の流れを表しています。
 ・訓練に使用したルートとは別のルートにより「着信確認」を行うこと。